備前市移住支援金の手引き

備前市移住支援金について

備前市では、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るため、県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業により、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から備前市内に移住した方に対し移住支援金をお渡ししています。

１．助成対象者（申請できる人）の要件

・備前市への転入日前 10 年間のうち、移住前の直近 1 年間を含む通算 5 年以上東京 23 区内に居住していたこと、または東京圏に居住し東京 23 区内に通勤していたこと。(東京圏に居住し東京 23 区内の大学を卒業した後、東京 23 区内の企業に就職した場合は、その通学期間を含む。)
・申請後 5 年以上市内に在住する意思があること。
・外国籍の方は、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者等であること。
・備前市の市税等の滞納がないこと。
・暴力団員等でないこと。

２．移住後の仕事の要件

移住後の仕事は、次の３通りそれぞれで要件があり、どれかに該当する必要があります。

【就業の場合】

・岡山県のマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象求人に新規就業していること。

https://求人ボックス.com/地方創生-岡山県

・上記法人の取締役その他の経営を担う者が 3 親等以内の親族でないこと。
・上記法人に、週 20 時間以上の無期雇用契約による新規雇用で、申請時において連続していること。
・上記法人に、申請後 5 年以上勤務する意思があること。

【中小企業等に就職した場合】

次に掲げる要件に全て該当すること

・勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
・就職先が、岡山県が移住支援事業補助金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う中小企業等であること。
・就業者にとって 3 親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
・週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援事業補助金の対象中小企業として登録された中小企業等に就業していること。
・求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援事業補助金の対象として掲載された日以降であること。

・この中小企業等に、移住支援事業補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

【専門人材の場合】(令和８年４月１日以降に移住された方が対象)
・岡山県が行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業または内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者であって、次に掲げる要件にすべて該当すること。
・週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて県内に本店または事業所を有する法人の、県内に所在する事業所に就業していること。
・この法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

【起業の場合】
・岡山県地域解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金の交付決定を受けており、かつ申請日において交付決定の日から１年を経過していないこと。

【テレワークの場合】(令和８年４月１日以降に移住された方が対象)
法人の代表者若しくは役員等または個人事業主としての就労ではないこと、かつ、次に掲げる要件に全て該当すること
・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
・移住先で原則として恒常的に通勤せず、かつ、週 20 時間以上のテレワークに限る。
・地方創成テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等からこの移住者に資金提供されていないこと。

【関係人口】
市長が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、次に掲げる要件にすべて該当すること。
(1) 農林水産業に就業する者。
(2) ３ 親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役の経営を担う職務を行っている法人化されている家業へ就業する者。

３．支援金の額

・２人以上の世帯の場合、100 万円
・単身世帯の場合、60 万円
・18 未満の世帯員と一緒に移住した場合は、18 未満の者１人につき 30 万円を加算

備前市移住支援金の手引き

※次の場合、支援金の返還を請求します。ただし、災害、倒産、病気等のやむを得ない事情が認められる場合はこの限りではありません。

支援金の返還が生じる場合	支援金の返還額
虚偽申請等をした場合	全額
申請後３年未満で県外に転出した場合	全額
申請後１年以内に当該職を辞した場合	全額
おかやま起業支援金を取消された場合	全額
申請後３年以上５年以内に県外に転出した場合	半額

４．申請期間

・申請受付期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日です
・ただし、転入後１年以内に申請する必要があります

５．申請場所

受付方法：持参にて先着順　※予算がなくなり次第受付終了
受付場所：備前市役所（本庁）３階　企画課　TEL：0869-64-1843

申込・問合せ先

〒705-8602　備前市東片上126
備前市 総合政策部 企画課 地方創生推進係
℡：0869-64-1843　Mail：bzijuu@city.bizen.l（エル）g.jp